

**宮城県土木部版
条件明示ガイドライン（案）**

平成30年2月

宮城県土木部

宮城県土木部版 条件明示ガイドライン（案）

1 はじめに

設計業務は、社会インフラの設計・施工・管理の上流に位置し、公共工事の品質確保を図るうえで、非常に重要な位置にある。しかしながら、近年、設計ミスの発生などの設計業務の品質低下が指摘されており、国土交通省では設計業務に関して、従前の照査等の取り組みに加え、新たな品質確保の取り組みを検討している。

その1つである「条件明示ガイドライン（案）」は、発注者の条件明示の遅延による履行期間の圧迫、作業の手戻り等の回避のため作成されたが、宮城県ではこれを参考に、「宮城県土木部版条件明示ガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン」という。）を作成し、詳細設計業務の履行に当たり必要となる設計条件等を受注者へ適切に明示し、発注者の役割と責任の確実な履行を図っていくものである。

2 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインは、発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認し、受注者に対して業務の履行に必要な設計条件等が明示できているかを確認するツールとして活用する。
- (2) 条件明示チェックシートは、国土交通省の「条件明示チェックシート（案）」を使用することとし、併せて「業務プロセスフロー（案）」、「関係者別協議事項リスト（案）」を適宜活用する。
- (3) 予備設計の受注者は、条件明示チェックシート（案）を作成し、成果品として納品する。また、発注者は内容を確認するとともに、必要に応じて条件事項を追加する。
なお、受注者に条件明示チェックシート（案）を作成させる場合は、設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示する。
- (4) 発注者は、詳細設計業務着手時（契約後）に、条件明示チェックシート（案）を受注者に提示し、業務着手時までに明示できない条件については、条件の決定に際して必要な検討事項、条件確定の時期等を整理し、受発注者間で情報共有を図ることにより円滑に業務を実施する。
- (5) 予備設計と詳細設計が同時に実施される場合は、受注者が条件明示チェックシート（案）を作成し、詳細設計着手前に発注者へ提出する。発注者は、内容を確認するとともに追加・更新し、受注者へ明示する。

3 対象工種

対象工種は次のとおりである。

- ①道路詳細設計（平面交差点を含む）

- ②橋梁詳細設計
- ③樋門・樋管詳細設計
- ④排水機場詳細設計
- ⑤築堤護岸詳細設計
- ⑥山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
- ⑦共同溝詳細設計
- ⑧砂防堰堤詳細設計

4 使用方法

（1）運用の流れ

別紙「条件明示チェックシートの運用の流れ（案）」のとおり

（2）作業手順

発注者は、詳細設計業務の履行にあたり、明示すべき条件に漏れがないかどうかを条件明示チェックシート（案）により確認する。作業の手順は、以下のとおりとする。

- ①（受注者）予備設計の受注者は、設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示されている場合「条件明示チェックシート（案）」を記入・整理し、予備設計報告書に添付し、成果品として納品する。

【記入・整理方法】

- a) 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○、×を付す。なお、対象項目から外す場合は、その理由を「備考」欄に記載する。
- b) 設計条件が確定されているかどうかを予備設計報告書により確認し、「確認状況」欄に「○、△、×」を付し、確認日を記入する。また、「確認資料」欄に資料の名称、頁数等を記入する。また、「△、×」を付した項目については、「備考」欄に状況等を記載する。「備考」欄への記載にあたり、受注者は、状況について分かる範囲で記入し、発注者は、受注者の意見を参考に、必ず遅延の状況、今後の対応等を記入（更新）する。

※備考欄への記載例

（受注者）

- ・○○協議が行われていないようで、条件が確定していない。
- ・地質調査（ボーリング調査）本数が足りず、設計が難しい。

（発注者）

- ・○月末までに河川管理者との○○協議を終え、条件を提示予定。
- ・○月末までにボーリング追加調査を行う予定
- ・○○資料により地盤条件を適切に設定し、設計を行うこととする。

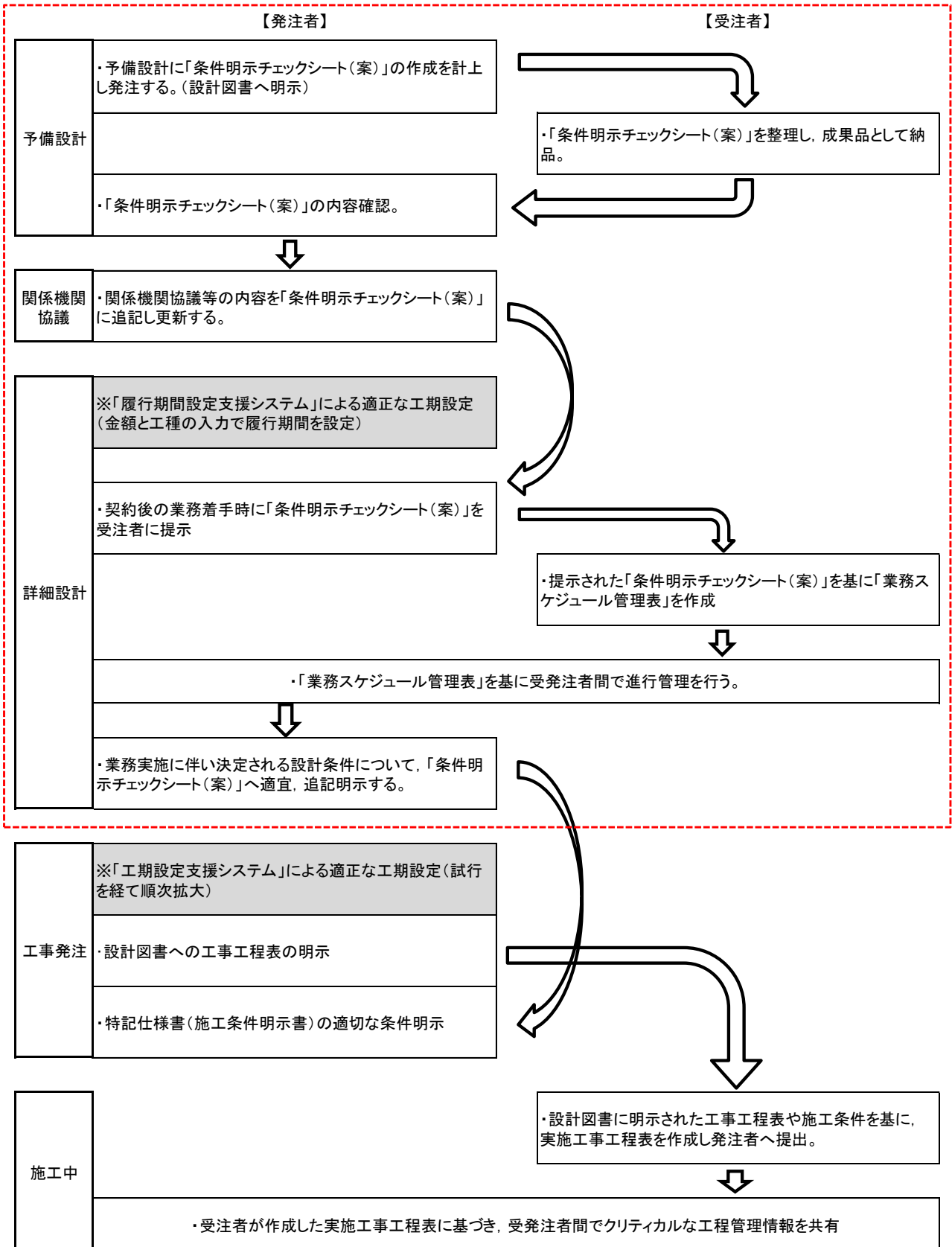
- c) 工事内容等により項目の追加がある場合は、項目・内容を適宜追加するものとする。

- ②（発注者）予備設計の受注者が記入した「条件明示チェックシート（案）」の内容を確認し，記入漏れ箇所や設計の目的，主旨，基本事項，関係機関協議など条件が決定した項目や発注者保有の情報等について追加，更新記入する。
- ③（発注者）詳細設計業務着手時（契約後）に「条件明示チェックシート（案）」を受注者に提示する。
- ④（受注者）発注者から提示された「条件明示チェックシート（案）」を基に「業務スケジュール管理表」を作成し，業務を実施する。
- ⑤（発注者）発注時に明示できなかった業務実施（打合せ等）に伴い決定される設計条件については，業務途中の適切な段階に受注者に明示する。

(別紙)

条件明示チェックシートの運用の流れ(案)

条件明示ガイドラインの適用範囲



【補足事項】

「※」は, 現時点で未導入であり, 今後導入について検討していく。